平成２８年（フ）第２７７号
岐阜市水海道２丁目12番２号
債務者　岸上とし子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　陶山　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３２４号
岐阜市上土居772番地７
債務者　ウッド・アシスト・くわはらこと　桑原　梅二
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚橋　邦行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５７１号
埼玉県所沢市若狭４丁目2518番地の22
債務者　市江　正浩
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前11時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３３８号
愛知県半田市有楽町２丁目39番地　ファミーユ立花303号
債務者　伊崎　寿弘
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１３号
京都市左京区北白川西蔦町14、住民票上の住所京都府八幡市橋本東山本19番地の23
債務者　ＮＭ総合住宅設備こと町則人こと　町　徳仁
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　　琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６６号
富山県射水市中央町７－３　円徳寺、住民票上の住所京都市西京区桂上野西町113番地
債務者　安達　順二
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９号
山形県酒田市田沢字下夕村130番地
破産者　有限会社マルヒラフーズ
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第９４４号
埼玉県幸手市大字戸島2945番地101
破産者　株式会社旭陸運部
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
千葉市若葉区多部田町255－２、住民票上の住所千葉市若葉区貝塚町2036番地23
破産者　大木　克夫
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
千葉市若葉区多部田町255－２、住民票上の住所千葉市若葉区貝塚町2036番地23
破産者　大木　耀子
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７７号
千葉県松戸市南花島252番地の17　コスモパーク302号
破産者　袴田　芳彰
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７３０号
東京都港区六本木１丁目９番35号
破産者　株式会社イビサ
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３９２号
神奈川県海老名市大谷北１丁目６－６－621
破産者　赤星　祐二
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１７号
東京都小平市花小金井４丁目34番14号
破産者　株式会社丸増
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１８号
東京都小平市花小金井４丁目34番14号
破産者　株式会社日本仏壇センター
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３０号
東京都小平市花小金井４丁目34番14－201号
破産者　浅野美知郎
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５０号
東京都北区赤羽南２丁目21番１号
破産者　株式会社モバイルコミュニティ
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９８２号
大阪市北区西天満６丁目２－11ＴＡＴＳＵＭＩ梅ヶ枝町ビル305号
破産者　株式会社ＡＬＯＨＡ　ＳＱＵＡＲＥ
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７０号
大阪府豊中市西緑丘１丁目４番10－202号
破産者　株式会社オスカ
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部